

「車いす移動車に係る自動車税・自動車取得税の減免申請」 の改正についてのお知らせ

日頃は、県税の賦課徴収にご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。

車いす移動車に係る自動車税・自動車取得税を減免する制度は、身体障害者の方等が車いすに乗ったままで利用する自動車に対する減免制度であり、次の2つの要件を満たしている場合、納税義務者の申請に基づき、自動車税・自動車取得税を減免しています。

＜減免の要件＞

- ①車いす利用者の利用に供していること
- ②車検証の車体の形状が「車いす移動車」であること

この減免制度について、**平成20年4月1日以降**に減免申請をされる場合から、減免申請書の「使用目的」欄の記入事項及び添付書類が次のとおり変更になる予定です。

（減免申請書記入欄の抜粋）

使用目的	1 身体障害者専用自動車						
	車いす 利用者	住 所					
		氏 名					
		生年月日	年	月	日 生	電話番号	
		申請者との続柄					
		添付書類	車いすを利用する必要があることを明らかにする書類 （次のいずれかに○印を付し、減免申請書に添付してください。） ・ 医師の診断書（所定のもの） ・ 居宅サービス計画書(1)及びサービス利用票の写し（ケアマネジャーの原本証明が必要） ・ 補装具費支給決定通知書の写し（市町村交付） ・ その他				
	自動車の運行内容	目 的			回数		
		名称・所在地					
	2 身体障害者利用自動車						
	3 身体障害者運転自動車						

◎記入上の注意

- 1 車いす移動車については、「1 身体障害者専用自動車」欄に必要事項を記入してください。
- 2 「添付書類」欄は、該当する書類に○印を付し、減免申請書に添付してください。
- 3 減免を受けようとする自動車の使用者が、社会福祉法人、医療法人、タクシー会社等車いす利用者の送迎等を業務としている法人又は法人でない福祉施設等である場合は、「住所」欄に当該法人又は福祉施設等の所在地を、「氏名」欄に名称を記入し、「生年月日」「電話番号」「申請者との続柄」「添付書類」欄は記入を省略してください。

この場合、**法人でない福祉施設等については、事業内容を確認できる書類を添付してください。**

- 4 「自動車の運行内容」欄には、車いす利用者のために自動車を使用する状況を記入してください。

（例）◎（目的）通院のための送迎 （回数）週2回 月・金曜日

（名称・所在地）△△病院 名古屋市中区三の丸3-1-2

◎（目的）リハビリのための送迎 （回数）週1回 土曜日

（名称・所在地）△△リハビリセンター 岡崎市明大寺本町1-4

◎（目的）施設利用者の送迎

（名称・所在地）社会福祉法人△△会△△施設 豊橋市八町通5-4

◎（目的）身体障害者専用タクシー

◎減免申請者が個人の場合は、減免を認める自動車は、減免申請者1人について1台、かつ、車いす利用者1人について1台に限ります。

◎身体障害者手帳等による減免制度の適用を受けている身体障害者等を車いす利用者として減免申請した場合は、車いす移動車に対する減免の適用はありません。

(問合せ先) 管轄県税事務所 (下表のとおり)

又は愛知県総務部税務課 課税第二グループ 電話 052-954-6052

県税事務所一覧表

平成22年4月1日現在

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
名古屋東部県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	052-953-7847 (ダイヤルイン)	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所	〒451-8555 名古屋市西区城西1-9-2	052-531-6305 (ダイヤルイン)	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3215 (ダイヤルイン)	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22	052-682-8924 (ダイヤルイン)	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、愛知郡
東尾張県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	0568-81-3139 (ダイヤルイン)	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	0586-45-3170 (ダイヤルイン)	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多県税事務所	〒475-8505 半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	0569-21-8111 (代 表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	0564-27-2712 (ダイヤルイン)	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡、額田郡
豊田加茂県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	0565-32-7483 (ダイヤルイン)	豊田市、みよし市
東三河県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 (東三河総合庁舎内)	0532-54-5111 (代 表)	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡